

速度取締り指針

令和7年1月
岩国警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 20:00	錦見～立石地区	50km/h
国道188号	6:00 ~ 20:00	全区域	50・60km/h
岩国・玖珂線	6:00 ~ 20:00	柱野地区	60km/h
市道	7:00 ~ 17:00	室の木地区 (麻里布小・中学校区)	30km/h

- 交通事故発生時の被害軽減を図るため、市街地を走る国道2号、県道岩国玖珂線(柱野地区)及び、国道188号の全区域において、速度取締りを強化します。
- 通学路・生活道路の速度抑制を図るため、児童の登下校時間帯を中心に可搬式オービスを活用した速度取締りを強化します。

管内における交通事故実態と分析結果 (令和6年7月～12月)



※ ● : 交通事故多発エリア

- 令和6年下半期の交通事故件数は、令和6年上半期と比べて、約10%増加しました。
- 人身事故は国道2号、国道188号、県道岩国玖珂線の柱野地区において、特に交差点や交差点付近で多発しています。
- 引き続き、国道188号の全区域で取締りを実施するとともに、国道2号の錦見から立石地区、県道岩国玖珂線の柱野地区の取締りを強化します。

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 私道と駐車場は除く
- ・ 交通事故多発エリア : 半径100m以内で7件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 出勤時間帯や帰宅時間帯に交通事故が多発していることから、同時帯の取締りを強化します。
- 児童の登下校時の安全を確保するため、通学路・生活道路における取締りを強化します。